福島市公共下水道台帳図交付等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号)第23条第3項の規定に基づく、公共下水道台帳図等の閲覧・写しの交付について、及び、排水設備台帳の閲覧・写しの交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象資料)

第2条 この要綱に基づく閲覧等の対象とする資料(以下「台帳等」という。)は、次の表に掲げるものとする。

閲覧・写しの交付	① 公共下水道台帳図
	② 公共下水道施設等に係る図面(都市下水路、農業集落排水
	施設等を含む。)
	③ 排水設備台帳

(閲覧等の方法)

第3条 閲覧等の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧	①下水道管渠台帳システムにより表示したモニター又は図面に							
	とり行う。							
	排水設備台帳は個人情報を含むため本人以外は閲覧できな							
	い。ただし、委任状を持参した場合は閲覧できる。							
写しの交付	① 下水道管渠台帳システム等から所定の用紙への出力又は							
	図面の所定の用紙への複写により行う。							
	② 排水設備台帳は個人情報を含むため本人以外は交付でき							
	ない。ただし、委任状を持参した場合は交付できる。							

(閲覧等の場所)

第4条 閲覧等の場所は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧	下水道建設課(公共下水道台帳	下水道建設課(公共下水道台帳、公共下水道施設等に係る図面、						
	排水設備台帳)	排水設備台帳)						
	下水道管理センター(<i>''</i>)					
交付	下水道建設課(公共下水道台帳	、公共下水道	施設等に係る図面、					
	排水設備台帳)							
	下水道管理センター(<i>''</i>)					

(閲覧等の受付日及び受付時間)

- 第5条 閲覧及び写しの交付の受付日及び受付時間は、次の各号に掲げる日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
 - (1)日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(閲覧等の費用)

第6条 閲覧等の費用は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧	無料
写しの交付	1 枚当り300円(福島市手数料条例第二条 別表第一の一証明、閲覧等関係 十七 公簿、公文書及び図面の謄本又は 抄本の交付手数料) A4版及びA3版 単色刷り

- 2 第1項の規定にかかわらず、公用及び公共用に使用する者及び市長が特に定め た者は交付手数料の負担をしない。ただし、排水設備台帳は除く。(別表1)
- 3 第1項に定めた以外の図面等の交付を請求する場合は、実費の範囲内において市長が 定める額とする。ただし、排水設備台帳は除く。

(閲覧等の請求方法)

第7条 閲覧等の請求方法は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧	閲覧等を行う場所で担当職員へ申し出る。
写しの交付	公共下水道台帳図等(写し)交付請求書(以下「請求書」 <u>様</u> 式1)、委任状(様式2)に必要事項を記入し、第4条に規 定する場所で職員に提出する。

(同意事項)

- 第8条 閲覧等の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、次の各号に掲 げる事項について同意したうえで、閲覧等を申請するものとする。
 - (1) モニターに表示された内容及び台帳等の写しの内容と現地の状況は異なる場合があること。
 - (2) 台帳等の写しは、証明書としての効力を一切有しないこと。
 - (3)請求者からの申出により、第2条に規定する台帳等の写しへの追記、削除等の 訂正を行わないこと。

(4) 交付手数料の支払い後に、請求枚数の変更はできないこと。また、既納の交付 手数料は還付しない。

(遵守事項)

- 第9条 請求者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) この要綱の定め及び職員の指示に従うこと。
 - (2) 台帳システムの端末機器や図面等を汚損又は破損しないこと。
 - (3) 自らが所持するカメラ (電磁的記録により撮影記録を保存するデジタルカメラ 等を含む。) によりモニターに表示された台帳等や台帳等の写しを撮影しないこと。 (ただし、市長が認めた場合を除く。)
 - (4)無断で図面の複写をしないこと。
 - (5) 第4条に定める閲覧等の場所から無断で図面を持ち出さないこと。
 - (6) 台帳等の写しを外部へ配布する等、みだりに公表しないこと。
 - (7) 台帳等の写しを目的以外の用途に使用しないこと。

(閲覧等の制限)

- 第10条 請求者が次の各号のいずれかに該当する場合、台帳等の写しの発行を行わないものとする。
 - (1) 交付手数料を納付しない場合
 - (2) 台帳等の写しの交付の際、請求内容の全部又は一部に虚偽の事項を記入し、台帳等 の交付を受けた者又は受けようとした者
 - (3) 第8条に定める同意事項に同意しない場合
 - (4) 第9条に定める事項を遵守しない場合
 - (5) 郵送及びファックスでの送付の場合

公共下水道台帳図等 (写し) 交付請求書

令和 年 月 日

ᆂ	白	+	E
福	馬	П	攵

(所在地)
(法人名)

(電話)

使用目的

- 上記使用目的のため台帳の写しを交付請求します。
- *排水設備台帳を交付する場合は本人確認の承諾及び委任状の提出をいたします。

	請求箇	所		施設名称	枚数
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	
福島市	字	番地	地先	管きょ・公共桝・雨水きょ・排水設備・その他	

決	課	長	課長補佐	係	長	受 付 者
裁						

領収金額(図面 1 枚当り300円) 円

マルム										
			排水設	備台帳	(写し)	交付委	任状			
	. .	_				令和	年	月	日	
福	島市	長								
			委任者_	(住所)						
			-	(氏名)						
			-	(電話番	号)					
私は、	(住所)									
	(氏名)									
	を付	大理人	と定め下	記の事項を	を委任しる	きす。				
				記						
	(場所)	福島	市	字			番地	地	内の	
		排水	、設備台帳	(写し)(の交付申請	青を委任す	⁻ る。			

別表 1

福島市水道局、福島ガス㈱、東北電力㈱、NTT東日本㈱、その他市長が特に認めた者

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。